

港区合気道連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この連盟は、「港区合気道連盟」(以下、「本連盟」という。)と称する。

第2条 (事務局)

本連盟は、事務局を東京都港区芝浦1丁目16番1号港区スポーツセンター内に置く。

第2章 構成

第3条 (構成)

本連盟は、公益財団法人合気会設立の趣旨に賛同する東京都港区所在の公益財団法人合気会に登録された合気道団体で、本連盟に加盟したものをもって構成する。

第4条 (加盟、及び脱退)

本連盟への加盟及び脱退は、別に定める手続きにより、本連盟に申請することを要する。

第3章 目的、及び事業

第5条 (目的)

本連盟は、港区における合気道の普及と振興を促進して港区民の心身の健全な発展に寄与するとともに会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

第6条 (事業)

本連盟は、第5条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 演武会、及び講習会の開催
- (2) 加盟合気道団体の行う事業に対する後援
- (3) 東京都合気道連盟、及び一般財団法人港区体育協会、教育委員会等関係機関・団体の行う事業に対する協力
- (4) その他、本連盟の目的を達成する為に必要な事業

第4章 役員

第7条 (会長・副会長の選任)

1. 本連盟には、次の役員を置くことができる。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
2. 会長、及び副会長は、理事会の推薦により推挙する。

第8条 (理事長、副理事長、理事、会計、会計監査の選任)

1. 本連盟には次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 若干名
 - (3) 理事 各団体3名以内
 - (4) 会計 1名
 - (5) 会計監査 1名
2. 理事長、副理事長、会計、および会計監査は、理事会が理事の中から選任する。
3. 理事は、加盟団体から各3名以内で選任し、理事会の承認を得る。

第9条 (役員の仕事)

1. 会長は、本連盟を統括し、代表する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 理事長は、本連盟の業務を統括し、執行する。又、会長、副会長空席の時は、その職務を代行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐する。又、理事長空席の時は、その職務を代行する。
5. 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を審議し遂行する。
6. 会計は、会計業務を遂行する。
7. 会計監査は、本連盟の会計を監査する。

第10条 (役員の仕事)

1. 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、仕事がいっぱいしても後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

第5章 名誉会長、及び相談役等

第11条 (名誉会長・相談役等)

1. 本連盟に名誉会長、相談役、及び顧問を置くことができる。
2. 名誉会長、相談役、及び顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 名誉会長、相談役、及び顧問は、必要な事項について会長、及び副会長の諮問に応ずる。
4. 名誉会長、相談役、及び顧問の委嘱期間は、委嘱者の仕事に依る。ただし、特に期間を限定しないことができる。

第6章 理事会

第12条 (理事会)

1. 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、及び理事をもって構成し、毎年定期的開催し、以下の事項を決定する。ただし、必要に応じ臨時会を開催することができる。
 - (1) 年間行事計画、及び行事報告
 - (2) 会計報告、及び収支予算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選出
 - (5) 本連盟への加盟、及び脱退に関する事項
 - (6) その他本連盟の運営上に関する必要な事項

2. 議長は、会長が指名する。
3. 理事会は、委任状を含め理事の 1/2 以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長が裁決を行うものとする。
4. 定期理事会は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集しなければならない。また、臨時理事会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

第13条（議事録）

理事会には、議事録を作成し、議長、及び議長が出席者のうちから指名したもの 1 名が署名捺印し、これを保存する。

第14条（正副理事長会）

1. 正副理事長会は、理事長、及び副理事長をもって構成する。ただし、会計、及び会計監査は出席することができる。
2. 正副理事長会は、以下の事項を決議、執行する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、本連盟の業務執行に関する事項
3. 正副理事長会が決議、執行したことは、理事会に報告しなければならない。

第 7 章 会計

第15条（経費）

本会の経費は、連盟会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。尚、連盟会費については、別途これを定めるものとする。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 8 章 段位

第17条（段位）

本連盟の加盟合気道団体に所属する者の段位については、合気道道主により許可され、公益財団法人合気会に登録された段位によるものとする。

第 9 章 義務、及び罰則

第18条（義務）

本連盟の加盟合気道団体は、本規約第6条に定める事業への協力、第15条に定める連盟会費の納付等本規約ならびに理事会の決議を遵守するものとする。

第19条（罰則）

本連盟の加盟合気道団体で、前条の義務に著しく違反した場合、または本連盟の名誉を著しく傷つけた場合、あるいは本連盟の利益に著しく反した場合には、理事会の決議により、相応の勧告または除名をすることもある。

第10章 規約の改正

第20条 (規約の改正)

本規約は、理事現在数の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

第11章 細則、及び附則

第21条 (規約の細則)

本規約に関する細則は、正副理事長会の決議をもって別にこれを定める。

第22条 (附則)

本規約は、平成27年6月1日より実施する。